

**令和3年度
週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】
(R3. 6月版)**

(週休2日・現場閉所の試行工事の運用について)

令和3年度

※対象:令和3年4月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

定義 週休2日・現場閉所工事の試行

□ 週休2日の実施とは…

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

○ 発注者指定方式

発注者が、週休2日(4週8休以上)に取り組むことを指定する方式

○ 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

□ 発注

原則、全ての工事を対象に、発注者指定方式で発注
社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事については、
交替制で発注

・発注者指定方式及び受注者希望方式とも「重点モデル工事※1」として実施。

※1:重点モデル工事とは、契約後に事務所に「工期変更等調整会議」を設置し、週休2日(4週8休以上)の実施にあたって工程に支障となる案件等の解決に向けて、発注者が積極的に支援を行う工事

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

発注タイプの選定(案)

□ 発注者指定方式・受注者希望方式の選定

原則、発注者指定方式とする。ただし、以下について当面は受注者希望方式とすることができる。

- 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が多くなり、4週8休の完遂が困難になると想定される工事。
- 交替制に必要な人員の確保が困難で、4週8休の完遂が困難になると想定される工事。
- 不調が想定される工事。

□ 現場閉所工事・交替制モデル工事の選定

◆交替制モデル工事 : 現場閉所困難工事に適用

※社会的要請や現場条件等の制約により、現場閉所を行うことが困難な工事

【例】

- 災害緊急応急復旧工事(被災直後の応急復旧のみの工事)
- 災害復旧工事
 - ・応急復旧完了後の災害復旧工事で且つ、被災に対する安全性が確保出来ていない、道路車線数が減った等、社会的な不安や利用者への不便が当該工事完了まで解消されない工事
- 出水期等、限られた期間で完了する必要がある工事で、且つ現場閉所の4週8休体制でその限られた期間内完了が困難な工事
- 工事による近隣(沿道)住民への影響が多大に発生する工事で、且つ現場閉所による施工が近隣(沿道)住民に望まれない工事
- 維持工事・経常維持工事で、現場閉所の計画を臨機に変更しても4週8休の完遂が困難と予想される工事
 - ・災害緊急応急復旧を大量に含む工事
 - ・災害に関する対応(作業や巡回)を大量に含む工事
 - ・市街地等で交通事故処理等の緊急作業を大量に含む工事
 - ・大雨等による出水への対応(作業や巡回)を大量に含む工事
 - ・大雨や降雪等による通行規制等の対応(作業や巡回)を大量に含む工事

◆現場閉所工事 : 上記、現場閉所困難工事以外に適用。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

令和3年度新規

□ 落札決定後における実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更について

【目的】週休2日の取り組みについては、令和6年度から建設業にも改正労働基準法による時間外労働規則が適用されることを踏まえ、現場閉所困難工事以外は、原則現場閉所工事として発注することを基本としている。ただし、受注者の人員配置や工程計画等が、発注者の想定と相違する場合を考慮し、当面の間、落札決定後における当初発注時の実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更を可能とする試行を実施するものである。

※なお、現場閉所工事の拡大を推進する方針を踏まえ、現場閉所工事から交替制モデル工事に変更する場合には、別途その理由を確認することとする。

【方法】実施タイプ(現場閉所・交替制)を変更できる旨を入札公告及び入札説明書、特記仕様書に明記する。

発注時に設定した実施タイプ(現場閉所・交替制)について、受注者が工事内容を考慮した上で変更を希望する場合は、落札決定から契約までの間で変更希望を発注者に協議することができる。
(ただし、契約締結後の変更希望表明は不可。)

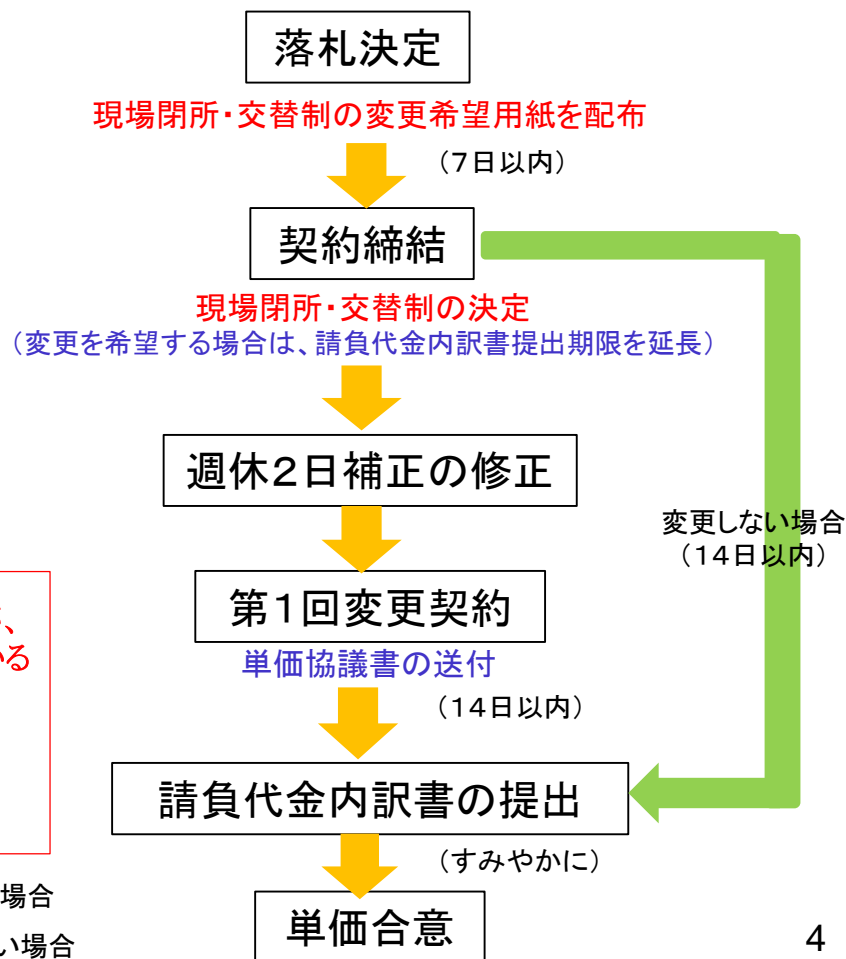
変更が承諾されたものは、実施タイプに応じた変更契約を行った上で初回の単価合意を行う。



注意

※受注者希望方式においては、工事着手までに実施の有無を協議するが、実施タイプ(現場閉所・交替制)の変更については契約締結までとしているため、契約締結後に変更の希望表明が出されたものは不可とする。

※1件の工事契約において、現場閉所と交替制の併用は不可。
(工事途中での変更も不可)

【実施タイプ変更フロー】



 :実施タイプの変更を希望する場合
 :実施タイプの変更を希望しない場合

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

その他定義

○ 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、**発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。**

○ 現場閉所

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(現場作業としてあつかわない例)

巡回パトロール、保守点検、見学会、地元協議対応

交通規制上必要となる交通誘導警備のみ行っているもの 等

○ 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率※」という)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※ 現場閉所率(%) = 現場閉所日 / 対象期間

注意:現場閉所日は土日祝日にこだわらないこと。また、1週間当たり2日の休日を確保するという事ではない。

【取り組むうえでの留意事項】

○ 適切な工期設定と工事工程表の公表

重要：発注者指定方式の場合は実施すること。（交替制除く）

(1) 工期設定に必要となる現場条件について、特記仕様書に明記する。

【特記仕様書記載例より】

- ① 準備期間：●●日間（工種区分による日数を記載）
- ② 後片付け期間：20日間
- ③ 雨天・休日等：●●日間
（休日等（土日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇）と悪天候により作業が出来ない日数）
- ④ 地元調整等による工事不可期間
令和●年●月●日から令和●年●月●日 ●日間
- ⑤ … ※必要に応じ記載

(2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、週休2日確保可能となるよう適切に変更する。

(3) 工期設定にあたっては、原則「工期設定支援システム」を活用する。

(4) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、見積参考資料に工事工程表の提示及び施工パーティ数を記載し、公表する。

○ 条件明示の項目別チェックリストの公表

重要：発注者指定方式の場合は実施すること。（交替制除く）

(1) 発注者指定方式においては、条件明示の一環として、「土木工事施工条件明示の手引き（案）」記載の「条件明示の項目別チェックリスト」を見積参考資料として公表する。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

令和3年度

令和3年4月1日以降入札手続き(公告)開始工事

積算 週休2日・現場閉所工事の試行

○週休2日制に取り組む際の必要経費の計上 (補正係数)

市場単価方式も週休2日の補正が必要なので注意

週休2日(4週8休以上)の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

市場単価における週休2日の補正については、「市場単価方式における週休2日補正の適用について」(令和3年2月24日付け国四整技管第170号)によるものとする。

項目	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

- ①. 4週8休以上：
現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上
- ②. 4週7休以上4週8休未満：
現場閉所率が、25.0% (7日/28日)以上、28.5%未満
- ③. 4週6休以上4週7休未満：
現場閉所率が、21.4% (6日/28日)以上、25.0%未満

※週休2日の補正対象は、公共工事設計労務単価(51種)のみであり、それ以外の労務単価については補正対象外とする。

○補正方法

■発注者指定方式：当初予定価格に、①. 4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に計上する。

↓

達成状況確認後に、①. 4週8休に満たない場合は補正分を減額変更。

■受注者希望方式：当初予定価格に、①. 4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に計上する。

↓

達成状況確認後に、②. 4週7休以上4週8休未満、③. 4週6休以上4週7休未満、4週6休未満など、達成状況に応じて補正分を減額変更。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

確認

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

工期において、現場閉所日数を確認できる資料(エクセル表等)で確認する。受注業者の既存資料等(工程表や休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し、対象期間より現場閉所率を算出する。

【現場閉所】

現場事務所での事務作業(内業)を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(雨天や天候による閉所も含まれる。土日祝日にはこだわらない。)

〔参考例〕

- ①工期 : 273日
- ②夏季休暇 : 3日
- ③年末年始 : 6日
- ④工事着手までの期間 : 10日
- ⑤工事全体の一時中止期間 : 60日
- ⑥受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間 : 15日

■現場閉所率対象期間

$$\text{①}273\text{日} - \text{②}3\text{日} - \text{③}6\text{日} - \text{④}10\text{日} - \text{⑤}60\text{日} - \text{⑥}15\text{日} = 179\text{日}$$

■算出方法

・現場閉所日数 → 57日の場合
 現場閉所率 : $57\text{日} / 179\text{日} = 31.8\%$
 【 $31.8\% \geq 28.5\%$ ∴ 4週8休以上】

・現場閉所日数 → 35日の場合
 現場閉所率 : $35\text{日} / 179\text{日} = 19.6\%$
 【 $19.6\% < 21.4\%$ ∴ 4週6休未満(補正なし)】

確認イメージ例(一部)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2	3	4	5	6	7
		工事着手日			現場閉所	
8	9	10	11	12	13	14
			現場閉所			
15	16	17	18	19	20	21
	現場閉所					
22	23	24	25	26	27	28
	現場閉所	現場閉所		現場閉所		現場閉所
29	30	31				
現場閉所		工事完了日				

※現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

確認(補足)

○週休2日実施の確認例(発注者による確認)

□現場閉所の確認は、既存資料、カレンダーなどを用いて確認し、受注者へ負担となるような作成等は求めないこと。

□**現場閉所日は、土日、祝日にはこだわらず**、全体工期分について、精算変更前までに確認を行う。

□降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても閉所日数に含める。
(天災等により1日作業を中止した場合も含める。)

□年末年始(12/29-1/3 6日)、夏季休暇(3日)は、現場閉所日にも作業日にもカウントしない。
※年末年始は上記日程、夏季休暇は、日程の指定はしない。
(上記に、土日・祝日、雨天休日が含まれてもカウントしない)

□工場製作のみを実施している期間については、現場閉所日にも作業日にもカウントしない。

□**工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間についても、現場閉所日にも作業日にもカウントしない。**

□対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

□工事着手とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より
42.工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

□現場閉所とは、元請け、下請け含め、現場での作業を実施しないこととする。

□現場とは、土木工事共通仕様書1-1-1-2 用語の定義より。

47.現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

※現場以外での作業の有無については、契約外及び確認ができないことから、対象とはしない。

□現場管理上、必要な作業を行う場合等として、作業日として扱わないものとする。

例:巡回パトロール、保守点検、見学会、地元協議対応、災害対応や準備など監督職員が認めたもの 等々

□一時中止をした場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期するものとする。

□実施の有無の確認は、精算変更前までに行い、精算すること。

□**施工箇所における対象工事の場合、一工事として判断する(各地区毎に判断しない)**

□監督行為(施工プロセスチェック)等により、現場の稼働、閉所の確認できるときは定期的に行うこと。
※週休2日(4週8休以上)それだけの確認や全ての日、頻繁に確認はしなくても可。

□上記により難しい場合、上記だけで判断が困難な場合は、本局技術管理課等へ相談すること。

項目	休日(現場閉所日)	対象期間	備考
土・日・祝日	○含むことができる	○含める	
雨天等	○含むことができる	○含める	(天災等による中止含む)
年末年始・夏季休暇	一含めない	一含めない	
準備・後片付け	○含むことができる	○含める	(工事着手日から工事完成日までを対象期間とする)
工場製作のみ期間	一含めない	一含めない	
一時中止期間など	一含めない	一含めない	

工事内容	契約日	余裕期間	工期始期	(準備)	現場閉所日	夏季休暇	年末年始	雨天	パトロール	点検	内業	現場以外作業	後片付け	工事完成日	工期終期	検査日				
																	工事着手	準備	作業日	
現場閉所日	-	-	-	-	×	○	×	◎	-	-	◎	◎	◎	×	◎	○	×	-	-	-
対象期間	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-

※ ◎:必ずカウント ○:状況によりカウント ×:カウントしない -:対象外

成績(土木工事成績評定)

「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取り扱いについて」(平成30年4月25日付企画部技術調整管理官)による。

発注者指定方式

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の「**審査項目別運用表 別紙-2④. 7法令遵守等 8. その他**」において、点数を減ずる措置を行う。

※上記の判断は、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間を除いた期間における週休2日の達成状況により行う。

受注者希望方式

工事完成時に現場閉所の状況を確認後、4週8休に満たない場合においても、減点評価は行わない。

工期変更等調整会議の設置

- 週休2日の取組について、「設計変更協議会」の活用もしくは同メンバーにより、週休2日達成に向けて、積極的に取り組むための体制を平成30年度より構築。
- 今後、更なる取組みの充実を図ることを目的とし、受注者から工期延期等申し出があった場合には、初回から事務所幹部が入った「**工期変更等調整会議**」の設置を行い、受注者から直接事務所幹部に協議出来る体制を構築し、迅速な意思決定を行うものとする。

重点モデル工事の取組(案)

【構成と出席者】

- **工事受注者**: 現場代理人、監理技術者、担当技術者 等
- **発注者**: 技術副所長、工事発注担当課長、主任監督員 等

【開催頻度】

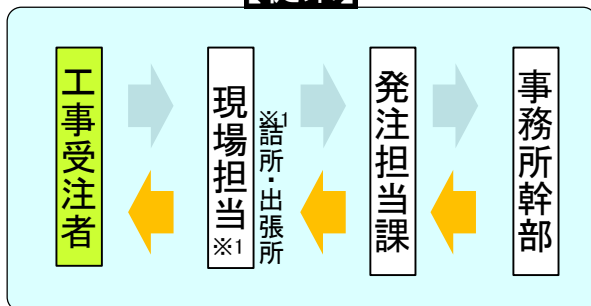
- 実施工程表作成時点(総括打合せ時点)
- 月1回開催を目安に、調整事項に合わせ実施
- 工期変更の必要が生じた場合
- 工事実施内容(工種・数量等)の変更が生じた場合

【取組内容】

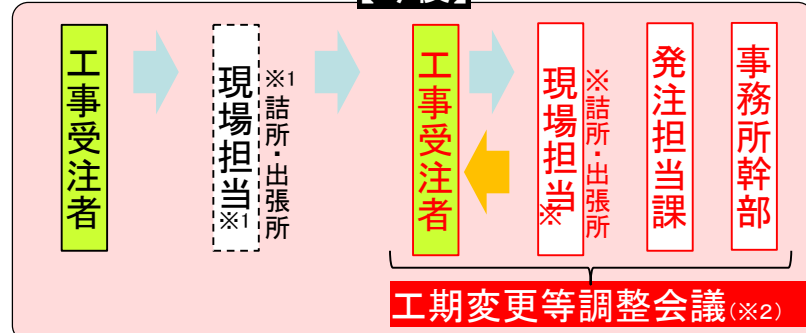
- **取組計画の確認**: 現場閉所日の計画及び実施状況の確認
- **工程進捗に関する情報共有**: 工程進捗に関わる課題調整、クリティカルパス等の確認
- **課題解決に向けた対策検討**: 課題事項に関する実施対応者、実施時期などを明記し、進捗状況を確認
- **工期変更に関する協議**
- **工事実施内容(工種の削減・数量削減・施工条件の変更等)に関する協議**

<工期変更における情報の流れ>

【従来】



【今後】



※2: 事務所判断を仰ぐ場合は、「工期変更等調整会議」を開催し、迅速な意思決定を実施

週休2日履行証明書交付の取り組み

- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「**履行証明書**」を交付【平成31年4月1日以降に公告した工事を対象】
- 令和2年度の総合評価から、「**履行証明書**」を提出された企業の**加点評価**を行う

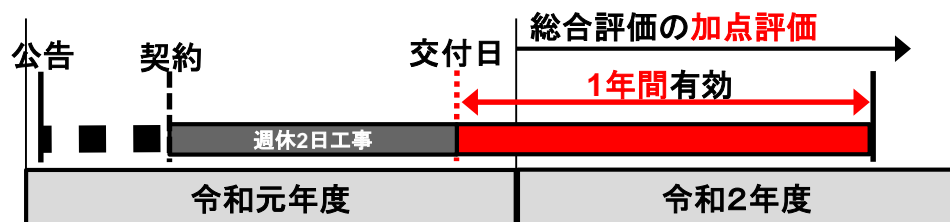
交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
- 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。

※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、証明書を交付

週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、**交付日から1年間有効**。
- 令和2年度の総合評価から、**全ての工事の加点評価を実施**。



<証明書>

(別紙2)

国 庫 費 ○ ○ 第 ○ ○ 号
平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日
管 理 番 号 00-00-週休 0000

株式会社 ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

国土交通省 四国地方整備局長 印
または、
国土交通省 四国地方整備局
○ ○ 河川国道事務所長 印

週休2日履行証明書

当事務所発注の下記工事について、週休2日の履行を証明する。

工 事 名：平成○○年度 ○○地区道路改良工事
工 期：平成○○年○月○○日～平成○○年○月○○日
製 造 所：平成○○年○月○○日
受 注 者：株式会社○○
(建設業許可番号○○-○○○○○○○)
週休2日の履行：4週8休
証明書有効期間：交付日から平成○○年○月○日まで

達成状況
を記載

総合評価

◆ 企業評価（その他企業評価）で加点

評価の視点		評価項目	評価点
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	5
		災害時の復旧支援体制	5
その他企業評価	地理的条件	地理的条件(営業拠点)	5
		地理的条件(四国島内製作工場の有無)	10
		AS舗装施工体制	5
その他企業評価	作業船	工事で使用する作業船の保有	5
		環境負荷の低い作業船の使用	5
その他企業評価	ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用	5
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	5
その他企業評価	週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
	技能者等の活用	登録基幹技術者の活用	5
		特殊技術者の活用	5

【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価

- ・ 4週8休以上
加点評価 **3点**
- ・ 4週7休以上、4週8休未満
加点評価 **2点**
- ・ 4週6休以上、4週7休未満
加点評価 **1点**

令和3年度 週休2日制に関する取り組み【四国地方整備局】

(週休2日交替制モデル工事の試行)

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】

週休2日交替制モデル工事の試行

※R3年度より、新たに現場管理費の補正係数を設定。

対象工事

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始・夏期休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

積算方法（補正係数）

※交替制モデル工事の場合、市場単価方式は、週休2日補正対象外なので注意

■平均休日率

- ・対象者ごとに、休日日数の割合（＝工期日数（※）における休日日数／工期日数※）を算出
 ※工事着手日から工事完成日までを期間とするが、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
- ・全対象者の「休日日数の割合」を平均化

休日率の算出例

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請け）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請け）	××	100	25	25.0%	

28.5%以上のため
4週8休以上
を達成

- 補正対象は、労務費、現場管理費とし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて変更時に補正する。

※対象となる技術者及び技能労働者は、対象工事に1ヶ月以上従事する者とする。

項目	4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03